



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4227 号 2018.2.23 発行

障害者が担う「繭玉」作り えむかえまつりの飾り 慶弔ブーケなど新商品も [長崎県]

西日本新聞 2018年02月23日



繭玉で作ったブーケ

佐世保市江迎町の春を彩る「肥前えむかえ繭玉まつり」(3月3日～4月8日)に欠かせない「繭玉」作りで同町の就労継続支援施設「匠(たくみ)工房」が一役を担っている。高齢化で作り手が減る中、繭玉を残していこうと2012年に開所。施設利用する障害者たちが祭りで飾る繭玉を作るほか、婚礼や仏事に使うブーケなど新商品も開発している。

繭玉は本来柳や竹の枝にもちや団子をつけた正月の飾り物で、福を招くとされる。02年に町おこしのため始まった「まつり」の繭玉は、発泡スチロールのボールに切り込みを入れ、色とりどりの布を挟み込む。ひな祭りの時期に約50店舗ある商店街の全域に繭玉を飾り付けている。

現在繭玉を作っているのは5店舗。匠工房では、30代～80代の利用者28人が制作にあたる。まつり用の繭玉は、

開催の半年前から月1回程度、地域の婦人会や老人会と集まって作る。まつりの時期以外にも、竹飾りやつるし飾り、直径30センチの大きな繭玉など、1年を通して制作。工房やインターネットで販売し、売り上げを工賃としている。

15年、職員が妹の結婚式に合わせて繭玉を束ねたブーケを作ったところ、「温かみがある」「かわいい」と喜ばれた。施設の利用者が「お祝い用があるなら仏事用も」と発案、鮮やかさを抑えたブーケを作ると、生花のように水を替える手間がないこともあり口コミで人気を集めた。

昨年までにインターネットで約220個を販売。佐世保市のふるさと納税の返礼品としても注文が入る。利用者の岡本マチ子さん(63)は「あげた人が喜んでくれると、また頑張ろうと思う」と笑顔を見せる。

商品はミニブーケや花束、机に飾ることができるフラワーポットなどがあり、色や予算に応じて作る。指導員の宮崎雅幸さん(27)は「販売が増えると利用者に渡せる工賃も増える。今後もさまざまな方法で繭玉を残していきたい」と話す。

問い合わせは匠工房＝0956(66)3434。

豊かな感性楽しんで 鳥取で障害者25人展

読売新聞 2018年02月23日

◇緩衝材で抽象画など

鳥取市鹿野町寺内の障害者支援施設「鹿野第二かちみ園」の入所者約25人の作品を並べた「いもどりアート展」が22日、同市丸山町の「ギャラリー330」で始まった。3月6日まで。

障害者が制作した抽象画「ドット混」など力作が並ぶ会場（鳥取市丸山町で）

荷造りなどに使うエアキャップ（気泡緩衝材）の突起部を一つ一つ丁寧に油性ペンで彩色した抽象画「ドット混（コム）」は、県内障害者のアート作品を集めた「あいサポート・アートとっとり展」で金賞に輝いた。同展で銀賞だった水彩画「夏の嵐」は、青地に赤や黄の絵の具を垂らすように塗り込んだ労作。ほかに書や陶芸作品も展示されている。

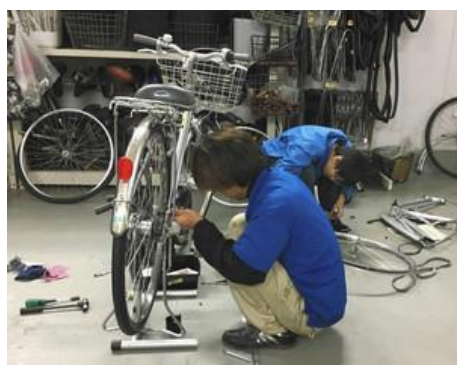


同園の藤崎慎一園長（59）は「豊かな感性を楽しめると思う。アートを通して障害者への理解を深めてもらえれば」としている。

入場無料。午前10時～午後6時（最終日は午後1時まで）。問い合わせは同園（0857・84・3267）。

<ともに>A型事業所の挑戦（上） 目指せ「脱・内職」 東京新聞 2018年2月21日

カチャカチャ、カンカン。名古屋市西区の「サイクルサービスなごや」の作業場に、金属をたたく音が響く。



この作業所は、障害がある人が働く就労継続支援A型事業所（A型）。同じ名称の一般社団法人が運営する。雇用契約を結んだ障害者（利用者）たちが最低賃金以上の時間給を得て、放置自転車を整備し直して販売している。車体のさびを落としたり、部品を交換したり。おしゃべりする人もなく、皆、目を皿にして自転車を見て手を動かす。

自転車を組み立てる利用者たち＝名古屋市西区のサイクルサービスなごやで

現在の利用者は精神障害者を中心に十九人で、障害がない人の支援を受けながら一日四～五時間働く。一台完成させるのに、早い人で三日はかかるが「入社後一カ月ほどで、私が横につかなくても作業ができるようになる」と、指導員の岩田一磨さん（27）は言う。

A型をめぐるのは昨年、名古屋市や岡山県倉敷市などで事業所が破綻し、利用者たちが解雇される事案が続いた。これらの事業所では、本業で利益を出せず国の給付金頼みの運営となっていたところ、国が給付金の使い方を厳格にしたことなどで、行き詰まった。障害者の労働環境の向上などに取り組むNPO法人「共同連」（名古屋市北区）によると、全国で七割以上のA型が赤字に陥っているという。それに対し、サイクルサービスは堅実にもうけを上げている事業所だ。

とはいえ、最初は給付金に助けられた。「お客さんが付くまで時間がかかる。普通の会社なら赤字だが、A型だから運営できた」。運営する法人の代表理事、稲葉勝哉さん（45）は振り返る。

当初は、仕事の確保に必死だった。壁紙の端材を利用したエコバッグ作りなどの内職もした。利用者が増え、自転車事業だけでは仕事が足りなかったからだ。しかし、体を動かし集中して働き、元気になっていく人たちを見て、同じ作業を繰り返す内職は「利用者のためにならない。単価も合わない」と一カ月でやめ、生き生きと働ける仕事を探した。

求人広告に名古屋駅周辺にあるビジネスホテルの清掃の求人が常に載っているのを目を付け、営業をかけた。「精神障害者は突飛な行動をするイメージがあるかもしれないが、礼儀正しく真面目な人も多い。薬で動作がゆっくりになることもあることなど、ホテルの担当者にはしっかり説明した」と話す。現在はホテル二軒と契約し、利用者は自転車と清掃の仕事を交互にこなす。

一年半前から働く三十代女性は、発達障害とうつ病がある。以前勤めていた別のA型では一日四時間、くぎの袋詰めをしていた。「単調な作業だと、余計なことを考えて精神的にしんどくなる」と転職してきた。「目の前の仕事に集中できるし気持ちが楽」と笑う。

作業所には、自転車を求める客も来る。「お客さんの顔が見えると、ぴりっとした空気になる。『もうちょっときれいにしよう』とか、そういう気持ちが出てくる。その結果、自転車の品質が高くなれば、値段を高くしても満足してもらえる」と岩田さんは話す。

障害者の大量解雇問題を受け、あり方が問われているA型事業所。障害者がする事業で利益を上げ、事業所も安定し、利用する障害者も継続的に働ける場とするには、何が求められるのだろうか。（出口有紀）

<就労継続支援A型事業所> 一般就労が難しい障害者が事業所と雇用契約を結び、最低賃金以上の時間給で働く。2006年に制度が設けられた。支援する職員の人件費などに充てる給付金などが国から支給される。営利法人の参入も認められ、13年4月の全国約1600カ所から、17年4月には約3600カ所に急増した。同年夏には、名古屋市など全国6カ所でA型を運営する会社が破綻し、計約150人が失業した。岡山県倉敷市や広島県の福山、府中両市などでも同様の問題が起きた。

<ともに>A型事業所の挑戦（中） 働く喜び実感 東京新聞 2018年2月22日

パンを成形する職員たちの後ろで、障害がある男性がうろうろしている。作業の進み具合を気にして、時折職員たちの様子をうかがう。男性の仕事は、パン生地を入れた箱が空になると、すぐそばの流し台まで運ぶこと。

「もう一個、お願いします」。職員から声が掛かり、男性の出番がきた。両手で箱を抱えて流し台へ。箱を洗うのはまた別の障害者。パンを焼く型の焦げ付きや汚れを取り、油を塗るなど、障害者が担当する仕事はさまざまだ。



笠原勝巳さん（手前右から2人目）が見守る中、パンの成形をする障害者と健常者の職員たち＝名古屋市北区のベーカリーハウスわっぱんで

「成形に時間がかかると、パンの発酵が進み膨らみ方が変わってしまう。成形は誰にでもできるわけではないけれど、全体の工程を細分化し、障害者がやれることを増やしている」。名古屋市北区の障害者就労継続支援A型事業所「ベーカリーハウスわっぱん」の工場長笠原勝巳さん（43）は話す。

火に掛けた小鍋の前で、じっとしている女性も。「彼女は耳が聞こえないが、ゆで卵を作る係。働きづらい人にも、工夫して仕事をつくるのが僕らの役目」と、笠原さんはほほ笑む。

職員二十二人中、障害者は十四人。知的が多いが、精神や身体の人もあり、一日の労働時間は八～七時間。「障害の程度は関係なく全員が同僚。二年ほどのキャリアの僕から見たら、皆が先輩。一緒にできることを考えて働くだけ」と笠原さんは言う。

パンは生協などへ卸したり、路上で販売したりしている。工場内のホワイトボードには「クロワッサン七百五十グラム、バゲット一キロ、くるみパン四キロ」など、その日に作る分がずらりと書き出されている。健常者の職員がボードを見て動くと、障害者の職員も一緒に作業する。障害のある人もない人も、スピードは違うが黙々と作業する。滞っている仕事があると、お互いに手伝う。

二年半前から働く伊藤亜希子さん（40）は一般企業に派遣社員として勤めていたが、うつ病を患い、障害があっても療養しながら勤められる職場を探していた。「他のA型は、内職をしているところが多かった。それまで一般企業などで働いていたのに比べると、物足りなかった」。ここに来てからは、派遣の時より給料は減ったが「一日八時間の労働に見

合っていると思う。指導員と利用者という関係ではなく、フラットな関係性がいい。あせられることもなく、無理なく働ける。長く続けたい」と働きやすさを感じている。

知的障害がある天野洋志さん（41）は、働き始めて二十七年になるという。「月曜から金曜日まで働いているが、仕事は楽しい。だから、休みの日はさみしい」と話す。

このA型では、まずは利用者が興味のある仕事をやってみて、一人一人が得意なこと、やれることを職員たちが見つけている。笠原さんは「意思表示が苦手な人でも、日ごろの付き合いがあれば分かる。それは障害者でも健常者でも同じ。パン作りも、僕も最初からうまくできたわけではない。障害者も一緒に、少しずつできることに慣れていったらいい」という。

しかし、笠原さんは、利益を出そうと努力しているA型を後押しする仕組みが不足していると感じている。二〇一三年に障害者優先調達推進法が施行され、国や市町村は物品調達で障害者就労施設などを優先すると定められたが、同法が浸透してきたという実感はない。「法律を周知し、さらに障害者が働く喜びを感じ、一般の人が満足する商品やサービスを提供しているA型がもうけやすいシステムを作ってほしい」と話す。（出口有紀）

<ともに> A型事業所の挑戦（下） 「やる気ある組織支えて」

東京新聞 2018年2月23日



◆Aネットあいち斎藤縣三さんに聞く

名古屋市北区の「ベーカリーハウスわっぱん」など、同市内の三カ所で障害者就労継続支援A型事業所（A型）を運営する斎藤縣三さん（69）は、A型という制度の問題点を指摘し国などに改善を訴えている。各地のA型で障害者の大量解雇が相次いだ問題からは、国からの給付金頼みで運営し、障害者の仕事は内職などの単純作業ばかりという事業所が少なくないことが浮かび上がった。障害者と健常者がともに継続して働く場をつくっていくには、何が必要なのか聞いた。（聞き手・出口有紀）

「障害者が働くことを真剣に考えて、制度設計をすべきだった」と話す斎藤縣三さん＝名古屋市北区で
－A型という制度をどう思うか。

A型が導入された二〇〇六年以前、障害者が働けるのは授産施設と福祉工場だった。福祉工場では障害者が雇用契約を結んで働き、最低賃金が保証されていた。国の補助金が支払われていたが、全国で最大百カ所ほどしかなかった。補助金があっても障害者を雇って、経営を成り立たせるのは大変だからだ。国もそれを分かっていたのに、〇六年の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）施行以降、福祉工場をA型に継承させ、営利企業もA型を運営できるようにしてしまった。

就労継続支援の「継続」は、一般企業で働けない障害者に就労環境を提供し、社会で活躍する場所をつくり続けるという意味。事業所は、障害者がずっと働ける仕組みと、支援できる人材を作らないといけない。新たにA型に参入した事業者の中には、国の給付金などを目当てに「軽作業で最賃保証」などとうたって障害者を募り、障害者を支援する職員は「時給千円、未経験可」と募集するところもあった。

そういう経営者は短い時間で労働者を雇い、人件費や光熱費を抑え、自分のもうけを増やすことを考えるだけで、障害者が安定して働くことを考えない。A型は障害者を理解し、仕事をするだけで成立する。営利目的で簡単に立ち上げてはいけない。

－斎藤さん自身がA型をつくったわけは。

一九七〇年代、大学生のころ、ボランティアで障害者施設を訪問していた。人里離れた山の中の施設で、健常者が先生になり、障害者が規則通りに動かされるのを見て「こんなところに障害者を預けるのはおかしい」と思った。まちの中に、障害があってもなくても

一緒に働ける環境をつくりたくて、七二年に名古屋市内で共同作業所を始めた。

最初は内職や近隣の農家から仕入れた卵の販売などをした。パンの製造に行き着いたのは八〇年代。私が愛知県春日井市のパン店で半年間修業し、中古の機械一式をそろえ、八四年に障害がある人と二人でパン作りを始めた。生協などから引き合いがあり、販売ルートも確保できた。添加物を使わず、手作りするパンは口コミで注文が舞い込んだ。生産量が増えるほど、作業も多くなるし、障害者の仕事を作ることができる。

－給付金を利用者の給料に充てないよとの厳格化で「よいA型」は増えるか。

一般企業などへの就職が難しい人を受け止めようと思うと、事業の利益で給料を払えるようにしっかり稼ぐことが必要。障害者の受け入れと利益の確保を両立させなくてはならないA型は難しい。一生懸命やっているのに赤字で、給付金を障害者の給料に充てているA型もある。

企業に就職できない人を支える仕組みとしてA型は必要だが、基準を厳格に適用しすぎると、やっていけないA型も出てくる。一つのA型だけで運営するのは大変なので、共同受注、販売の仕組みを確立したい。やる気のあるA型をいかにすくい上げるか、行政にも協力を頼んでいる。

<さいとう・けんぞう> 1948年、津市生まれ。全国で障害のある人、ない人がともに働く事業所をつくるNPO法人「共同連」(名古屋市北区)事務局長。NPO法人「わっぱの会」(同)理事長として、名古屋市などでA型などの事業所計6カ所を運営する。2017年2月に「Aネットあいち」を立ち上げ、前向きなA型が協力する体制づくりに努める。

いじめ、認知件数9割超で解消せず 京都府教委調査 京都新聞 2018年2月22日

京都府教育委員会は22日、京都市を除く府内の公立小中高校や特別支援学校を対象に独自に行っているいじめ調査の本年度2学期分の結果を発表した。重大事態は宇治市立小と府立高付属中でそれぞれ1件ずつあり、被害にあった児童生徒は2人とも不登校になっている。国が昨年度末にいじめ解消の目安を示したことを受けて今回調査から集計方法を変更し、解消していないいじめは、小中学校で認知件数の9割を超えた。

府教委では国が義務づける年1回のいじめ調査と別に1、2学期に独自調査を実施している。昨年度末に国がいじめが解消された状態を「少なくとも3カ月を目安とする相当期間いじめがなく、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」と定めたことを受け、被害程度に応じて3段階に分けていた集計方法を今回調査から変更。「認知」と「解消」「未解消」「重大事態」に分類し、さらに未解消については、いじめ行為が止まっておらず被害者が苦痛を感じている「要指導」、行為は止まっている「要支援」、行為が止まり被害者が苦痛を感じていないが相当期間たっていない「見守り」に分けて集計した。

府教委と宇治市教委によると、重大事態については宇治市立小の6年男子児童が同級生からとおせんぼされたり「あっち行け」と言われたりして昨年7月に約2週間学校に来られなくなり、2学期は10月末から不登校になっている。府立高付属中の被害生徒はかばんに「うざい」と落書きされ、部活動を辞めたことを同級生に非難されたと訴え、10月中旬から登校できていない。ともに欠席日数が重大事態の目安とする年間30日を超過。府教委は中学生の学年や性別を明らかにしておらず、今後はこの中学校内に学識経験者を交えた調査委員会を設置する方針。

またいじめの認知件数のうち、小学校で91・8%、中学校で95・6%が解消されていないことも明らかになった。このうち「見守り」が小学校で認知件数の7割超、中学校で6割超を占め、「要指導」は小中ともに認知件数の1割を超えた。高校や特別支援学校でも「未解消」が8割超、「要指導」は高校で2割、特別支援学校では3割に及んだ。

被災体験生かした非常食キット、岩手の障害者支援団体

日本経済新聞 2018年2月23日

東日本大震災で被災した岩手県大船渡市の障害者支援団体などが備蓄用非常食を開発した。救援物資を受け取る側と配る側両方の負担を軽減する発想で、被災者が自分のタイミングで炊かずに温かいご飯を食べられるキットだ。発案者は「やっとなんか体験を生かすことができた」と話す。震災から7年、3月11日に県社会福祉協議会を通じて発売する。

非常食の商品名は「逃げた先にある安心。もしもの備え」。

旧優生保護法 強制不妊、沈黙破る医師 親の思いで「やむを得ず」手術「これほど多



いととは」 毎日新聞 2018年2月23日
不妊手術の指針などが記された資料を見ながら語る産婦人科医の80代男性＝北海道の道央地方で2018年2月20日、日下部元美撮影

旧優生保護法（1948～96年）の下、障害者らへの強制不妊手術に関わった医師らが沈黙を破り始めた。北海道で手術に関わり、現在は障害者支援に取り組む80代の男性産婦人科医が毎日新聞の取材に応じ、道内で実施された多くの不妊手術の背景について「現在のような支援制度

のない時代にあって、障害のある子が生まれると親だけで世話をするのは大変で、家庭が崩壊するケースもあった」と指摘した。【日下部元美、遠藤大志、岩崎歩】

大分101人分 記名資料 不妊手術最年少14歳 公文書館で発見

大分合同新聞 2018年2月23日

大分県内で旧優生保護法により強制不妊手術を受けた人数	1954年	51人
	55	40
	56	111
	57	54
	58	20
	59	82
	60	26
	61	61
	62	18
	63	34
	64	35
	65	20
	66	23
	67	30
	68	13
	69	1
	70	19
71	14	
72	0	
73	0	
74	0	
75	5	
76	6	
計663人		

旧優生保護法（1948～96年）に基づいて知的障害などを理由に不妊手術が繰り返された問題で、大分県は22日、対象者の個人名を記した資料が県公文書館（大分市）から見つかったと発表した。手術の適否を判断する優生保護審査会の資料で、57年度と60年度の2年分。延べ110人に対する審査があり、101人に手術の決定を出していたことが明らかになった。

会見した藤内修二県健康づくり支援課長は「こうした手術は適切でなかった」との認識を示した。現時点で対象者の追跡調査は予定しておらず、「国政で救済措置を検討する動きが出ているので注視したい」と述べた。

県によると、両年度で審査対象とされたのは12～49歳の男性44人、女性66人。うち女性5人については重複の可能性がある。手術決定の最年少は14歳の少女、最年長は49歳の男性だった。

本人同意の有無は記載欄がなく不明だが、藤内課長は「ほぼ同意がないと考えられる」とした。実際に手術を受けたのかどうかは確認できていない。

資料は規定で5年間の保存期間を過ぎると廃棄され、これまで大分合同新聞の取材に県は「残っていない」と答えていた。歴史的に価値がある文書は県公文書館（94年までは県立図書館）が保管するが、2年分だけ見つかった理由は不明という。

県は審査会の資料と併せ、公衆衛生年鑑に記録があった強制不妊手術の件数も明らかにした。54～76年の23年間で、本人同意がなく手術を受けたのは計663人。最も多いのは56年の111人だった。

国の資料などによると、大分は都道府県別で4番目に強制手術の件数が多かった。藤内

課長は「当時の状況が不明で、大分県がなぜ多いのかは分からない」と話した。実態の一端明らかに

旧優生保護法による非人道的な審査の一端が明るみになった。大分県で見つかった資料には、14歳の少女が強制不妊手術の決定を受けていたことが記されていた。同法を巡っては宮城県内の60代女性が今年1月、国を相手に初めて提訴。大分でも追及の動きが出てくる可能性がある。

資料によると、手術決定の対象者には未成年13人が含まれていた。既婚者も25人いた。保留は6人、却下・否決はわずか3人だった。手術を認める理由とされた疾患は「精神分裂病」が最も多く82人。次いで「遺伝性精神薄弱」10人、「てんかん」4人、「そう病」3人、「そううつ病」2人。

医師でもある藤内修二県健康づくり支援課長は「今の医学では、遺伝があっても全て発病するものではないと考えられている」と説明する。

県内の障害者や支援者らでつくる「だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会」共同代表の徳田靖之弁護士（73）は「一人の人間としての尊厳を認めておらず、許し難い。県は第三者委員会を設け、犯した責任をどのように取るかを検討すべきだ」と批判した。

【旧優生保護法】

「不良な子孫の出生を防止する」との目的で1948年に施行。知的障害や精神疾患、遺伝性とされた疾患などを理由に不妊手術や人工妊娠中絶を認めた。不妊手術の場合、医師が必要と判断すれば、本人の同意がなくても都道府県の優生保護審査会の決定に基づいて手術ができた。96年、障害者差別に該当する条文を削除し、母体保護法に改定された。

優生手術 加担した責任、長野県にも

信濃毎日新聞 2018年2月23日

旧優生保護法の下、障害者らに不妊手術を強いた優生政策を実質的に担ったのは都道府県だった。“実績”を競うように手術を促進した実態もあった。

長野県も例外ではない。人権侵害に加担した責任は免れない。

本人の同意がない強制手術は県内でも474件に上ることが県の「衛生年報」で分かった。1950年代半ばから60年代前半を中心に79年まで行われ、未成年者への手術も少なくとも46件あった。

ただ、統計資料の年報から個人名は特定できない。個々の手術についての記録は、保存期間を過ぎたため既に廃棄したと県は説明する。手術を強制された人たちは、数としてしか把握されず、名前は消し去られた。そのことにも差別が刻まれている。

戦後の48年に施行された優生保護法は〈不良な子孫〉の出生防止を目的に、知的障害や精神障害がある人らへの不妊手術を認めた。医師が申請し、都道府県の審査会で決定すれば、本人の同意がなくても手術ができた。

法は96年に改められたが、被害者への補償、救済はおろか、実態の調査も政府は拒み続けている。当事者が声を上げ、ここにきてようやく、埋もれていた実態が明るみに出てきた。

卵管を縛る手術を強制された宮城県の60代の女性が先月、国に損害賠償を求め、初の裁判を起こしている。宮城県に開示請求した「優生手術台帳」に記録があったことが提訴につながった。

個人名が分かる記録は、24道府県におよそ3500人分あることが共同通信のまとめで分かっている。さらに調査を徹底したい。長野県も保健所などにはないか、引き続き調べる必要がある。

自治体が率先していたことを示す資料も各地で見つかっている。他県の手術件数を示して病院に申請を増やすよう求めたところもある。長野県の年報も「まだまだ低調。もっと活発に実施することが望ましい」と記していた。

裁判の動きはさらに広がりそうだ。宮城の70代の女性のほか、東京と北海道の男性が

提訴を検討している。一方で、障害がある当事者にとって声を上げることは容易でないのも現実だ。根深い差別への恐れもある。

補償、救済には、被害を丁寧に掘り起こすことが欠かせない。優生政策は、障害者らの尊厳と人権を踏みにじった。深く関与した都道府県は自らの責務として実態の解明、把握を進め、国の取り組みを促すべきだ。

輝け！障害児チア 横浜と川崎の小中学生3人

東京新聞 2018年2月23日



本番に向け、最後の場面の練習をする(左から)間瀬さん、山口さん、榛葉さん＝横浜市港北区で

身体障害のある横浜、川崎両市の小中学生三人でつくるチアリーディングチーム「Shiny Smiles (シャイニースマイルズ)」が来月二十四日、千葉市の幕張メッセで開かれる国内最大の競技会「USAナショナルズ」のエキシビションで演技を披露する。昨年七月に発足したばかりで、本番に向け完成度を高めている。(志村彰太)

「このタイミングで回って」「立ち位置はもう少し横かな」。今月十九日、横浜市港北区の障害者スポーツ文化センター「横浜ラポール」で、インス

トラクターの石倉由季子さん(35)が三人を指導していた。「障害のある子どもだけで構成するチアのチームは全国でも他にないと思う」と石倉さん。三人の性格や特徴を見極めながら、振り付けを考えた。

二分弱の演技で最大の見せ場は、急性脳症の後遺症で手足がスムーズに動かない小学三年の榛葉花凜(しんばかりん)さん(9つ)＝同市戸塚区＝が、同五年の山口舞央さん(11)＝同市青葉区＝を膝の上に乗せる最後の場面。テンポの速い曲に合わせるのが難しく、入念に動きを確認していた。

両脚にまひがある山口さんは「乗るところは難しいけど、最近ようやくバランスが取れるようになってきた」と笑顔を見せる。榛葉さんの母美里さん(38)は「踊るのが好きな娘にぴったりの競技」と話した。

演目で中央を飾るのは、中学三年の間瀬康一郎さん(15)＝川崎市多摩区。間瀬さんも両脚にまひがあり、リハビリを兼ねてさまざまな障害者スポーツを試してきた。「チアの振り付けだとそんなにつらくない」と言い、母美穂さん(46)は「チームに入ってから社交的になった」と語る。

チームは、スポーツを広める活動をしている相模原市南区のNPO法人「スピッツェン・パフォーマンス」が創設した。同NPOは二〇一六年、発達障害や知的障害のある子どもと健常者の混成チアリーディングチーム「Rainbows (レインボーズ)」をつくり、昨年のUSAナショナルズに出場。今回はシャイニースマイルズと合わせて二チームが出る。同NPOの塩崎七穂さん(23)は「障害のある子どもが輝ける場をつくりたい」と話した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

